

供託手続について

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

名古屋法務局半田支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店：**日本銀行半田代理店**

(三菱UFJ銀行半田支店：半田市広小路町155-3)

代理店変更日：**令和6年2月1日(木)**

新たな取扱店：**日本銀行桜通代理店**

三菱UFJ銀行名古屋営業部

名古屋市中区錦三丁目21番24号

営業時間：9時から15時まで

※ 現行代理店の変更日以降の供託物の納付は、日本銀行桜通代理店での手続となります。また、有価証券の取扱いは、日本銀行名古屋支店となりますので、ご注意ください。

日本銀行名古屋支店：名古屋市中区錦二丁目1番1号

- ✓ 金銭の供託は「オンライン申請」であれば、供託所(法務局)や日本銀行(取扱店)に行くことなく、自宅や職場から供託手続をすることができます。
- ✓ 供託金は「ペイジーが利用できる金融機関のATM」や「インターネットバンキング」で納付することができます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

名古屋法務局半田支局

電話：0569-21-1095